

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：16101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380134

研究課題名(和文)消費者取引における「適合性原則」の役割に関する比較法的研究

研究課題名(英文)Study of comparative law on the role of "suitability rule" in consumer transactions

研究代表者

王 冷然(OH, REIZEN)

徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・准教授

研究者番号：70546639

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：研究期間では、アメリカの「合理的根拠適合性」と現在における適合性原則の内容に関する検討成果を公表するとともに、日本における高齢者の投資取引における裁判例の分析を通じて、そこでの「適合性原則」が果たしている機能を分析する論稿をまとめた。また、専門家責任と適合性原則の関連について明らかにするべく、弁護士の責任、医療における患者の期待権の問題について、学説と判例を参考に、顧客の属性・特質に配慮すべき専門家の給付の在り方を検討した。

研究成果の一部は、日本消費者法学会における報告、および中日民商法研究会での報告を行い、特に、消費者取引において適合性原則が一般的に導入される可能性の有無を検討した。

研究成果の概要(英文)：In this research period, I published the paper about the "reasonable-basis suitability" and the present conditions of the suitability rule in the United States, and also published the paper about the role of "suitability rule" in Japan through analysis of the cases in the senior investment transaction. Moreover, in order to clarify the relation of professional responsibility and suitability rule, I also analyzed the problem of a patient's expectancy interest in the medical practice and a lawyer's duty.

I reported a part of the result of research in a Japanese consumer law meeting, and examined the possibility that a suitability rule will generally be introduced in consumer contracts.

研究分野：民法、消費者法

キーワード：適合性原則 消費者保護 合理的根拠適合性原則

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、博士後期課程からアメリカ法を素材に、投資取引領域に適用されている「適合性原則」について研究し、投資取引における同原則の意味、判断要素およびその役割を明らかにした。

本研究まで、多くの論考は主に投資取引における「適合性原則」の意義を中心に論じていたが、近年の消費者被害急増に対応するための消費者関連立法の中で「適合性原則」の趣旨を体現する規定がいくつか導入された。

しかしながら、現段階に「適合性原則」の固有の適用範囲である投資取引領域を超えて、消費者保護のために、消費者取引の領域までに同原則を拡大適用することについての本格的な研究はまた乏しく、いくつかの基礎的問題の解明が残されており、また契約の効力を否定する現有の契約理論との関係についても検討する必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、投資取引領域だけでなく、消費者取引領域においても、個々の消費者に実質的保護を与えるにあたり、「適合性原則」がいかなる適用可能性および役割を演じうるかを明らかにし、消費者保護法理および契約理論に対する影響を解明することが目的である。

計画している具体的な研究目的は、(1)「消費者」保護理論と「投資者」保護理論との相違の分析、(2) 投資取引における「適合性」の意味の解明、(3) 投資取引における「適合性原則」の果たせる役割の解析、(4)「適合性原則」の消費者保護法理および契約理論に対する影響の探求、の4つである。

3. 研究の方法

まず、実証的分析に基づき消費者取引トラブルの実態について調査し、その特徴を分析し、また、文献と裁判例を中心に、日

本および諸外国での消費者取引領域における「適合性原則」の適用状況を調査・分析した。

また、比較法研究として、ヨーロッパおよびアメリカを中心に、消費者取引領域における「適合性原則」をめぐる議論および運用実態を調査し、これだけでなく、消費者權益法の改正作業が行われている中国法も比較研究の対象に加えて、新しい立法活動において消費者と投資者をどのように取り扱われているかについて調査し、得られた資料をもとに、消費者保護と投資者保護との差異について、理論的な分析を行った。

最後に、調査・収集した資料をふまえた理論的検討を行い、論文を公表し、関係する学会や研究会などでの報告を行った。

4. 研究成果

研究期間では、適合性原則を生み出した米国での同原則の進展および消費者保護に適用の有無については、文献を中心に検討を行い、その結果、「米国での合理的根拠適合性」および「米国における適合性原則の現状」に関する研究成果を公表した。

また、日本について、適合性原則に関する最高裁判平成17年判決以降の高齢者の投資取引における裁判例の分析を通じて、そこでの「適合性原則」が果たしている機能を分析する論稿をまとめて公表した。

さらに、専門家責任と適合性原則の関連について明らかにするべく、弁護士の責任や医療における患者の期待権の問題について、学説と判例を参考に、顧客の属性・特質に配慮すべき専門家の給付の在り方を検討した。

研究成果の一部は、日本消費者法学会における報告、および中日民商法研究会での報告を行い、特に、投資取引において適合性原則が一般的に導入される可能性の有無を検討した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 11 件)

王冷然、「米国における適合性原則の現状 適合性原則の内容の深化について」
現代消費者法、第 28 号、26～36 頁、査読無、2015 年

王冷然、「日本の適合性原則及其運用状況」
中日民商法研究、第 14 巻、87～100 頁、査読無、2015 年

王冷然、「高齢者投資取引における適合性原則の意義と役割 最高裁平成 17 年 7 月 12 日判決以降の下級審裁判例の分析を中心に」
徳島大学社会科学研究所、第 29 号、1～68 頁、査読無、2015 年

王冷然、「『合理的根拠適合性』とは何か」
柴田潤子・籠池信宏ほか編『企業と法の現代的課題』21～52 頁、査読無、成文堂、2014 年

王冷然、「弁護士の善管注意義務と説明義務 最高裁平成 25 年 4 月 16 日判決民集 67 巻 4 号 1049 頁を手がかりとして」
徳島大学社会科学研究所、第 28 号、1～60 頁、査読無、2014 年

王冷然、「個人保証における保証人保護の方策」
ビジネス法務、第 14 巻第 3 号、134～138 頁、査読無、2014 年

王冷然、「『適合性原則』の現在と未来」
現代消費者法、第 23 号、50～53 頁、査読無、2014 年

王冷然、「適合性原則に関する基礎的考察」
私法、第 75 号、214～221 頁、査読有、2013 年

王冷然、「医療行為における患者の期待権 医師の行為義務からのアプローチ」
徳島大学社会科学研究所、第 27 号、1～50 頁、査読無、2013 年

王冷然、「講演 適合性原則の理論的基礎」
先物・証券取引被害研究、第 41 号、

9～21 頁、査読無、2013 年

王冷然、「人の氏名、肖像等を無断で使用する行為がいわゆるパブリシティ権侵害するものとして不法行為法上違法となる場合に関する最高裁平成 24 年 2 月 2 日判決民集 66 巻 2 号 89 頁に関する判例研究」
法学、第 77 巻第 4 号、116～126 頁、査読有、2013 年

[学会発表](計 3 件)

王冷然、「米国における適合性原則の現状」
日本消費者法学会第 8 回大会、2015 年 11 月 7 日、龍谷大学法学部(京都府京都市)

王冷然、「日本債権法改正における個人保証人保護の問題」
中日民商法研究会第 14 回大会、2015 年 9 月 12 日、杭州市(中国)

王冷然、「日本における適合性原則とその運用状況」
中日民商法研究会第 13 回大会、2014 年 9 月 13 日、重慶市(中国)

[図書](計 件)

[産業財産権]
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織
(1) 研究代表者

王 冷然 (OH Reizen)
徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・
サイエンス研究部・准教授
研究者番号：70546639

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：